

規制改革推進会議 成長戦略WG御中

電子署名法(2000年)の改正提言

2020年5月12日

日本組織内弁護士協会

理事長 榊原 美紀 (弁護士)
理事 渡部友一郎 (弁護士)
同会パブリックアフェアーズ研究会
座長 矢野 敏樹 (弁護士)

エクゼクティブ・サマリー

＜要旨＞テレワークの推進は、緊急事態宣言下の「人と人の接触削減」実現のために急務である。しかし、押印のための出社をせざるを得ない状況は続いている。そこで、電子署名法の不備を早期に改善し、企業・組織が電子契約に移行できるより良い環境整備をして欲しい。具体的には、規制改革推進に関する答申（2020年予定）に電子署名法の法令改正を盛り込むことをお願いしたい。【関連資料1・資料2】

＜基本的考え方＞ 電子署名法（2000年）は、クラウドサービスが登場した2006年以前の法律である。日進月歩の技術革新をよそに、電子署名の定義は、20年にわたり「物件」（当時、ICカードとカードリーダーを想定）を要件としており、現在主流であるクラウド型電子署名の利用を「電子署名」として保護するに至っていない。これは、電子署名の利用実態及び技術的中立性にそぐわず、現状と法の目的（第1条）「電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進」が合致していないことから見直しを行う必要がある。

＜実施事項＞ クラウド型電子署名を認める旨の法令改正を行う。

法令改正の必要性(1/4)：総論

< 1：押印のための出社 >

従来「ハンコ」（例：会社代表印）が受け入れられてきた理由は、押印に至るまでの組織内のAuthentication（認証：例えば、印鑑自体が組織内弁護士や総務部門により厳重に管理され、申請の都度、複数人が申請者及び内容をチェックする事実上のリアルタイム認証といえる）が、オフィス内で物理的に実行できたことが挙げられる。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急事態宣言下では、上記のハンコの特性が「押印のための出社」を招いている。

< 2：電子契約への移行推進 >

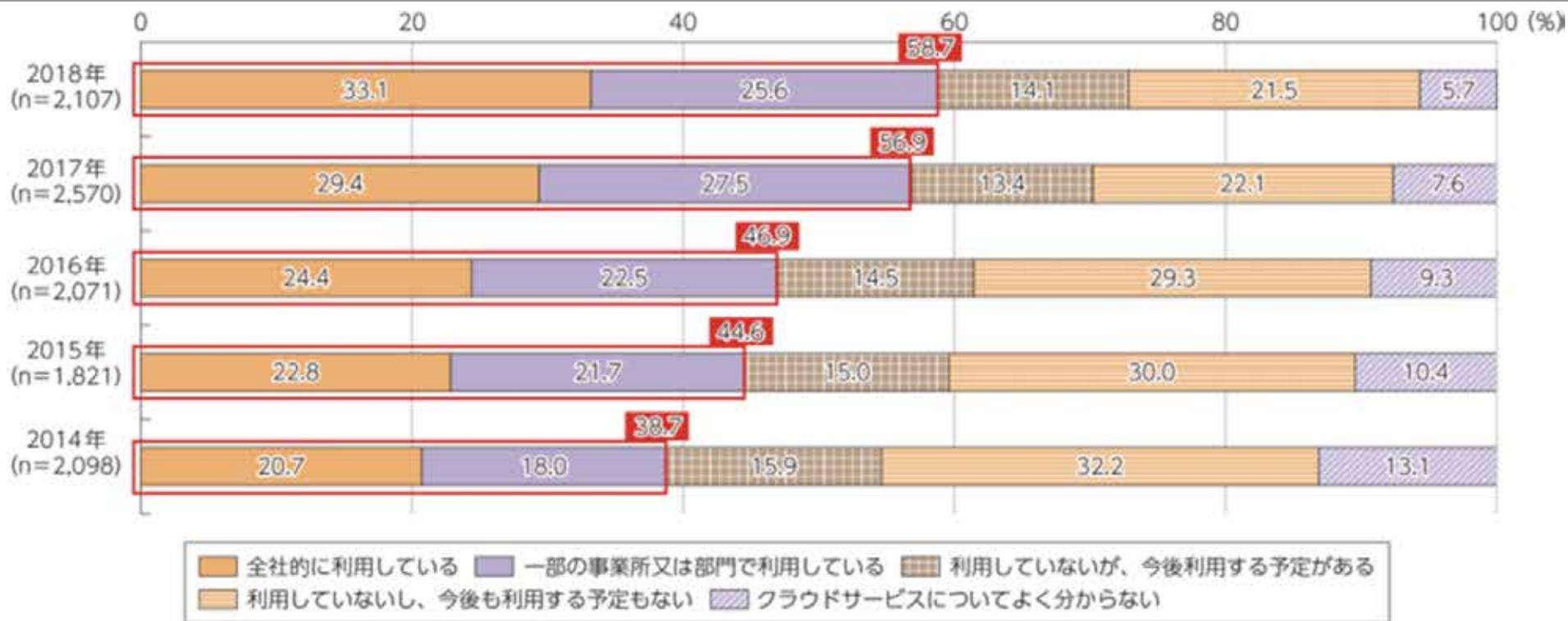
企業は、「電子契約」への移行にあたり、組織内弁護士・法務部門を中心に、長所・短所を検討する。現在主流であるクラウド型電子署名が「電子署名」として電子署名法上保護されるのであれば、「短所」（移行の懸念点）が減る。【関連資料3】

< 3：クラウド新時代と「20年前の法律」 >

2006年にクラウド(*)が登場する前の法律である（第3条は20年間文言に変更はない）

(*)さまざまなITリソースをインターネットを使って必要なときに必要なだけ利用することができるサービス

法令改正の必要性(2/4): クラウドの隆盛



総務省「令和元年版情報通信白書」図表3-2-1-19 クラウドサービスの利用状況より。
電子署名法はクラウド(*)全般の伸びと向き合う時期にある。

(*)さまざまなITリソースをインターネットを使って必要なときに必要なだけ利用することができるサービス

法令改正の必要性(3/4)：技術的中立性

< 4 : 英国 : 技術的中立性の原則 (Technology Neutral) >

英国の規制改革会議に相当する「UK Law Commission」は、書面の電磁的締結 (Electronic Execution of Documents) について、2019年9月に報告書を公表(*)。

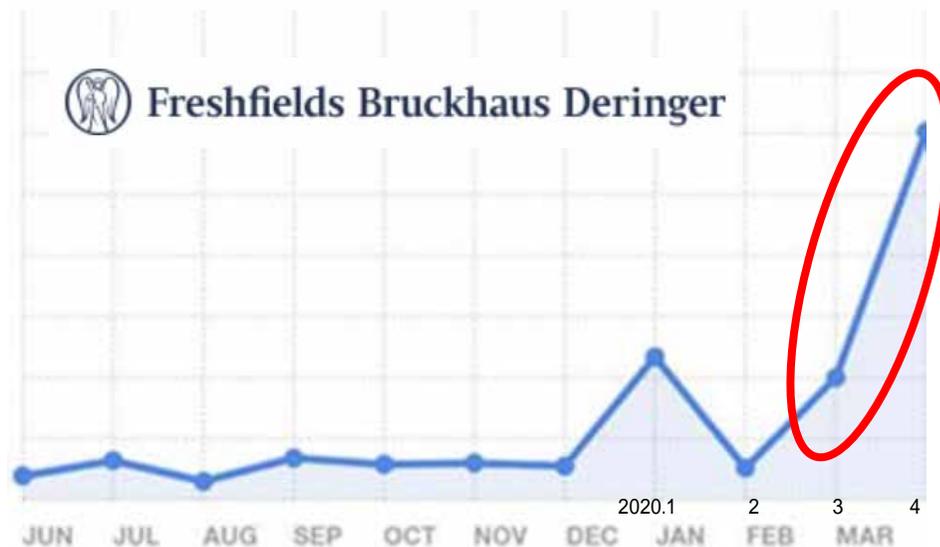
同報告書§4.58は「the existing law is already sufficiently flexible to allow for such technological developments, so further legislation is not necessary」として、概要、既存の法令が発展する技術に「十分な柔軟性を有する」ことを理由に、特定の技術に関する(英国での)措置は不要であると述べ、さらに「legislation referring to particular technologies may quickly become outdated, excluding better solutions or potentially becoming entirely obsolete」(特定の技術に準拠する法令はすぐ古くなり、より良いソリューションを排除し、完全に時代遅れの産物になりうる) と説明する。

電子署名法(2000)は、英国報告書下線部分を重く受け止め、「より良いソリューションを排除していないか」という点を、今、問われなければならない。

(*) <https://www.lawcom.gov.uk/project/electronic-execution-of-documents/>

法令改正の必要性(4/4)：コロナ下の世界変化

50%+



< 5 : 世界的法律事務所のデータからみる増加傾向 >

ロンドンに拠点を有するグローバル法律事務所(*)内のデータ(**)によれば、「クラウド型電子署名」を利用・締結した契約書等は、2020年3月以降急増し、2020年4月分だけで2020年累計数の50%超を占める。コロナ下の世界の変化を機微にとらえた上で、電子契約に移行しやすい環境整備が必要である。

(*) フレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所

(**) 上図参照。縦軸の数字は省略した。

法令改正の許容性

< 1 : 立法者意思 = 技術的中立性 = を修復 >

電子署名法は、技術的中立性を念頭に立法された。ただし、2000年当時はクラウドコンピューティングが本格的に誕生する前であった。本法令の改正は、2000年時の立法者の込めた「技術的中立性」を修復するアップデートである。

< 2 : 安全性はクラウドでも同等以上 >

当協会が詳述すべきものではないが、一般的に、クラウドの認証は、ほぼリアルタイムにTrusted Third Party (Parties) による認証が可能であり、バイオメトリクスも利用可能であり、さらに、認証手段を何重にでも構築することができるなど、同等又はそれ以上の安全性が期待できるといわれている。

< 3 : 公的監督が規制外の事業者に及びうる >

無規制だったクラウド型事業者が新たに「特定認証業務」の対象に含まれる結果、申請・認定を得た場合（法第4条）、認定基準を通じた体制の確保等（法第6条）並びに報告徴収及び立入検査等の事前・事後の公的監督が期待できる（法第35条）。加えて、国の責務（法第34条）に従い、認定制度の拡大を広報活動で国民に周知する。

提言のまとめ

<まとめ>

規制改革推進に関する答申（2020年予定）に、「電子署名法においてクラウド型電子署名を認める旨の法令改正」を盛り込み、もって、企業・組織が電子契約に移行・成長できる環境を速やかに整備して欲しい。

<法令改正案>

第3条 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（略）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な【[現在](#)】[符号及び物件](#) → [JILA改正提案](#)】[主務省令で定める符号等](#)を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

提案理由：「主務省令で定める符号等」と改正する結果、今後、省令・ガイドラインの改正により、技術的進歩に対応できる。すなわち、柔軟性・拡張性を法令のデザインに組み込むことができる。

<おわりに> 「危機 crisis」の語源「古代ギリシア語 krisis」はニュートラルに「決定的な分岐点」を意味した(*)。成長戦略WGの改正のご議論が、日本にとって「危機」時の「ポジティブな/良き決定的な分岐」の好事例となることを希求する。

(*) 東大社研・玄田有史・飯田高 編『危機対応の社会科学（上）想定外を超えて』4-5頁（東京大学出版会）2019年

付属資料

資料 1 : 日本組織内弁護士協会 (JILA) 概要

名称 日本組織内弁護士協会
英名 Japan In-House Lawyers Association
設立 2001年8月1日
理事長 榊原 美紀 (弁護士)

会員数 1,700人以上 (2020年3月現在)

会員資格

正会員 : 常勤又はこれに準ずる組織内弁護士

準会員 : 過去に正会員となりうる条件を満たしていたことのある弁護士

非登録会員 : 弁護士法第8条に基づく弁護士登録をしていないものの、弁護士法に基づき弁護士となる資格を有し、かつ、弁護士法第7条の欠格事由に該当しない者で、組織において職員若しくは使用人となり、又は取締役、理事その他の役員となっている者のうち、常勤要件を満たす者

URL <http://jila.jp>

綱領 (一部抜粋)

「組織内弁護士に関する諸問題を研究し、必要に応じて政策を立案し、関係各機関に提言することによって、社会の組織内弁護士に対する理解を深め、評価を向上させ、その活動領域の拡大を図る」

資料 1 : 日本組織内弁護士協会 (JILA) 概要

部会一覧

第 1 部会

鋼鉄、繊維、化学等

第 6 部会

医療、医薬等

第 2 部会

銀行、証券、金融等

第 7 部会

不動産、建設、住宅不動産、建設、エネルギー等

第 3 部会

通信、IT、メディア、エンタメ系

第 8 部会

食品、印刷、物流その他

第 4 部会

行政庁、地方公共団体、教育機関等

第 9 部会

生命保険、損害保険等

第 5 部会

機械、電気機器等

第10部会

商社、コンサル等

日本組織内弁護士協会は、1,700名を越える企業・組織の法務部門の第一線で働く組織内弁護士の会員を擁しています。今後、立法事実の収集、特定の業界又は業界横断的な専門的知見の提供、ハコのための出社といった現場の声など、法改正に必要な協力をご提供できると考えております。

資料 2 : 組織内弁護士のテレワーク実施状況調査結果

組織内弁護士のリモートワーク/テレワーク実施状況調査結果

<https://jila.jp/2020/04/1156/>

組織内弁護士(企業および官公庁の組織に勤務する弁護士)の任意団体である日本組織内弁護士協会(JILA)は、新型コロナウイルス禍に伴う緊急事態宣言を受け、組織内弁護士のリモートワーク/テレワークの実施状況をアンケート調査しました(有効回答数 610 名)。詳細は下記のPDFファイルをダウンロードしてご参照ください。

[>>プレスリリース\(組織内弁護士のリモートワーク/テレワーク実施状況\)](#)

[>>組織内弁護士のリモートワーク/テレワークの実施状況に関するアンケート調査結果](#)

これによると、回答した組織内弁護士の 90.4%がリモートワーク/テレワークを実施中で、開始時期は、新型コロナ禍前から 27.8%、コロナ禍拡大から緊急事態宣言までの間が 49.1%、緊急事態宣言後が 13.4%となっていることなどが分かりました。業種別では、IT 関連が 98.7%と突出して高く、メーカーが 94.0%、金融が 85.4%などとなっています。また、官公庁は69.6%に留まっており、20.0%がリモートワーク/テレワークの制度自体がないと回答しています。

リモートワーク/テレワークを難しくする要因としては、ペーパーレス化が進んでいない(49.1%)、家族がいる中での業務執行の難しさ(38.1%)、IT環境(32.7%)がトップ3でした。また、自由記載欄では、ハンコ文化の弊害に関して多くの記載が見られました。

JILAは引き続き、組織内弁護士のリモートワーク/テレワーク問題、および、非常事態における組織内弁護士の働き方・役割の問題に取り組んで参ります。

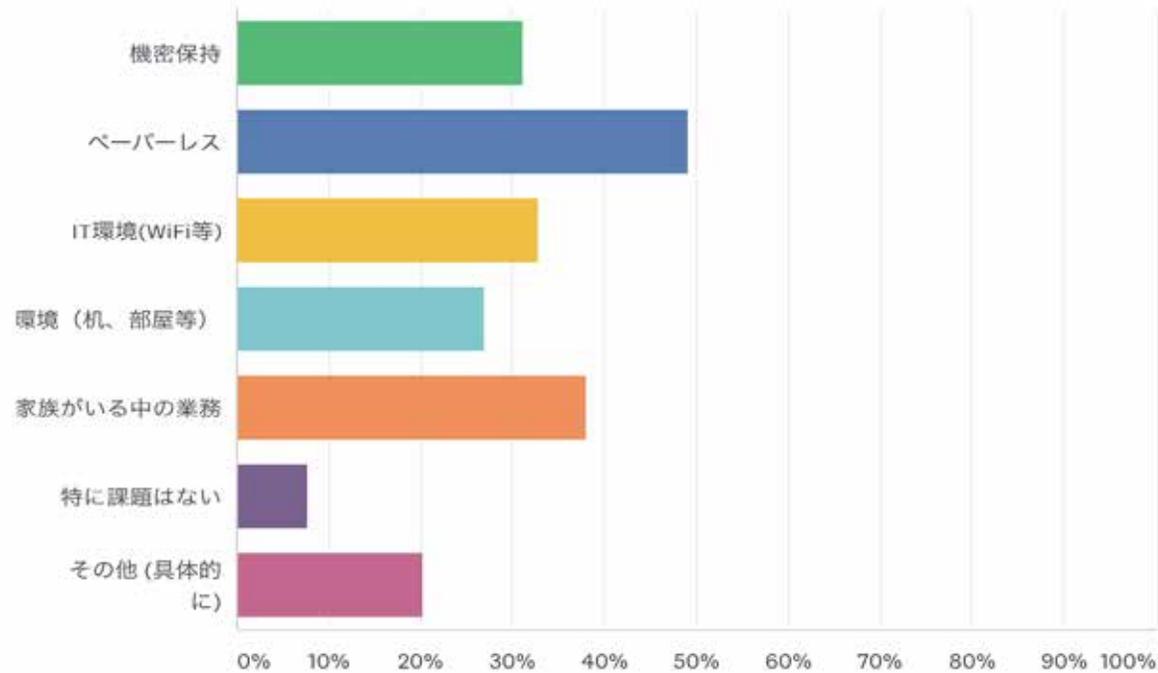
【JILA理事長榊原美紀のコメント】組織内弁護士がリモートワークに高い親和性を持つことが分かった。ハンコ文化の問題等も浮き彫りとなり、ペーパーレス化のさらなる広がりを期待したい。

資料 2 : 組織内弁護士のテレワーク実施状況調査結果

(ご参考) 当協会はその他のテレワークを難しくする要因にも今後対応を検討中である。

法務業務のリモートワークで行うに際して課題 (複数回答可)

Answered: 614 Skipped: 0



資料 3 : 電子署名法第3条の問題点

問題：電子署名法第3条にいう「本人による電子署名」がリモート署名（クラウド型電子契約）をカバーしていないと解釈されている不備、および「電子署名」の定義自体に解釈の揺れがある不備

日本の電子契約法制は、2001年に施行された電子署名法（電子署名及び認証業務に関する法律）によって整備されたとされていますが、この電子署名法3条では、押印の推定効を定めた民事訴訟法228条4項に対応する形で、推定効を備える電子署名を以下のように限定しています。

第三条 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

本法は、電磁的記録の真正な成立を推定する要件として、「本人による電子署名」が必要としています。これを修飾するカッコ書きにおいて、「（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）」とあります。この記載により、物件を持たないタイプの電子署名、具体的には近年普及著しいクラウド上に電子証明書を格納し電子署名を施す「リモート署名」の推定効が認められず、ICカード等物件に電子証明書を格納して行う従来型の電子署名のみにこれが認められると解釈されています。

これによりクラウド型電子契約サービスには電子署名法3条の推定効はおよばない（その結果、準文書としての効力を主張するしかなくなる）と理解され、このことが普及を妨げる要因となっています。また、クラウド事業者がユーザーの指示を受けてクラウド事業者名義の電子証明書をを用いて行うリモート署名が、「電子署名」に該当するのか、現状は不明確といわざるを得ません。本条の電子署名の定義は170を超える法令に準用されており、この文言解釈が与える影響は、電子署名の普及にとって看過できないものとなっています。